

いじめ防止等の基本的な方針



令和8年4月1日
柳井市立大島小学校

目次

1 いじめ防止等に係る基本的な考え方

- (1) いじめ防止対策の意義
- (2) いじめの定義
- (3) いじめの態様
- (4) いじめの理解
- (5) いじめ防止に向けた組織づくり
- (6) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織
- (7) いじめに関する調査研究等の実施

2 いじめ防止等のための具体的な取組

- (1) いじめの未然防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめに対する早期対応

3 重大事態への対処

- (1) 重大事態の意味について
- (2) 重大事態の報告
- (3) 調査の趣旨及び調査主体について
- (4) 調査を行うための組織について
- (5) 事実関係を明確にするための調査の実施
- (6) その他の留意事項

〈付記〉

- 平成26年4月1日 作成
- 平成30年4月1日 作成
- 令和2年4月1日 加筆修正
- 令和4年4月1日 加筆修正

1 いじめ防止等に係る基本的な考え方

(1) いじめ防止対策の意義

いじめの発生や兆候を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの児童にも起こりうるとの意識をもち、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

加えて、いじめの防止等の対策は、児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域や家庭、柳井市教委等その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することをめざして行う。

(2) いじめの定義

『いじめ防止対策推進法』において「いじめ」とは、次のように定義される。

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。

いじめの認知に当たっては、特定の教職員のみによることなく、いじめ問題対策協議会が中心となって、いじめに該当するか否かを判断することとし、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。

(3) いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような行為など、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

(4) いじめの理解

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(5) いじめ防止に向けた組織づくり

いじめの未然防止対策や、問題が起こった後の迅速かつ的確な対応を行っていくために、次の2面性を持った中枢となる組織を設置する。

第一に、いじめを未然に防止するための効果的な教育環境等を積極的に提供するために、いじめに係る情報等の収集と児童や保護者に向けた情報提供のための精査を行う。これにより、本校教育におけるいじめの未然防止に係る啓発等を積極的に行うことができるようにする。

第二に、いじめに係る問題が発生した場合において、特に重大事態に発展する可能性を含む事案であったり、あるいはすでに重大事態に発展している事案であったりする場合において、本校単体では問題解決が難しいと判断される場合、本組織が即座に柳井市教委と連携をとり、対処できるようにする。

(6) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織

組 織 名	大 畠 小 いじめ問題対策協議会	
組織の役割	○本校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割 ○いじめの相談・通報の窓口としての役割 ○いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割 ○いじめに関する情報を定期的に共有するための会議等を設け、いじめを未然に防ぐための取組を具現化する役割 ○いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割	
構 成 員	・学校運営協議会委嘱者 ・学校長 ・教頭 ・生徒指導主任 ・学年主任 ・学校教育課生徒指導担当指導主事 ・柳井市担当スクールカウンセラー ・（必要に応じて）岩国児童相談所担当職員、柳井市家庭相談員 ・その他、状況に応じた専門的な知識を有する者（SSW、スクールロイヤー※1） ・必要に応じて、関係の学校担当者	
会 の 開 催	定 例 会	年1回開催（山口県『いじめ防止・根絶強調月間』に合わせ、10月に開催）
	臨 時 会	重大事態の発生、又は構成員から開催要望があった場合、学校長の判断で開催を決定する

会 の 決 議	・本協議会において決議された議案は、直ちに柳井市教委及び関係の教員に通知し、本協議会の指導のもと、各担当者が速やかな対応をとることができるようにする。
会 の 指 導	・本協議会において決議された議案に係る内容で、指導等が必要な場合は、本協議会の構成員が直接指導に当たるものとする。 ・本協議会は、決議された議案に係る対応等が、関係者において迅速かつ的確に行われているかどうか、経過観察と指導を行うとともに、経過評価を行うものとする。

この組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。加えて、この組織に集められた情報は、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

また、日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するために、校内の「生徒指導部会」等の組織も積極的に活用していく。

※1

スクールロイヤー

スクールロイヤーとは、学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等を法的に解決する弁護士のごとである。学校内で問題が起きた際に、文部科学省と教育委員会、弁護士会の連携のもと、学校に弁護士が派遣される制度をスクールロイヤー制度という。

[ウィキペディア](#)



(7) いじめに関する調査研究等の実施

本校は、いじめの防止及び早期発見のため、定期的または臨時的にいじめに関する調査を実施し、実態把握に基づく適切かつ迅速な対応はもとより、いじめ加害の背景などいじめの起こる要因、いじめがもたらす被害、いじめのない学級づくり等について、柳井市教委等と連携して、調査研究を実施し、その成果を得るよう努めるようにする。

また、いじめの問題に関係する通知等を周知徹底するため、人権等に係る啓発協議会を随時開催し、保護者等に対し、いじめの問題や取組についての理解を促すよう、広報啓発の充実に努めるようにする。

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

- ① 一人ひとりの児童が生き生きと活動できる集団作りに努める。

「人間力」「社会力」を基盤とした 子どもの豊かな人間形成	
【「人間力」を育む道德教育の充実】 ・難解な課題に直面したとき、自分なりに解決するなど、子どもが社会の中で力強く生きていくための力の育成を重点に置いた道德教育を推進する。	【「社会力」を育む集団づくりの場の充実】 ・子どもが他者との関わり方を意志決定したり、強化・修正したりできる場を積極的に設ける。

※自己肯定感をもたせることがいじめ防止につながることを意識した取り組み。

→ ひとり一人の良さを賞賛する（授業終末や終わりの会等に良さをとりあげみんなで拍手）、「ありがとう」と素直にだれにでも言える態度の育成等

- ② 常に危機感を持ち、児童の言動に注意する。
 ③ 教員研修の充実を図る。

※夏期研修での「いじめの認識に関する職員研修」等

- ④ 地域や関係機関と情報交換を行い、日常的な連携を深める。

※地域の連絡協議会、学校運営協議会、小・中連携協議会等の活用

(2) いじめの早期発見

いじめが起きていることに気付きにくいことを自覚し、校内はもちろん、家庭、地域と協力して実態把握に努める。

- ① 子どもの声に耳を傾ける。（週1回アンケート調査、日記、毎学期個人面談 等）

※週1アンケートにおいて、気になる兆候も見逃さない

→ 「どちらともいえない」「よくわからない」と回答した児童への意識確認

- ② 子どもの様子に目を向ける。（行動観察 等）
 ③ 教職員で日常的な情報交換をする。（隣接学級との連携、終礼時の活用 等）
 ④ 保護者と情報を共有する。（連絡帳、電話、家庭訪問、PTA会議 等）
 ① 地域との日常的な連携（地域行事への参加、関係機関との情報共有 等）

(3) いじめに対する早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

※いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている状態とする。

- ①いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、柳井市教育委員会又は大畠小いじめ問題対策協議会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・禍害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を

行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

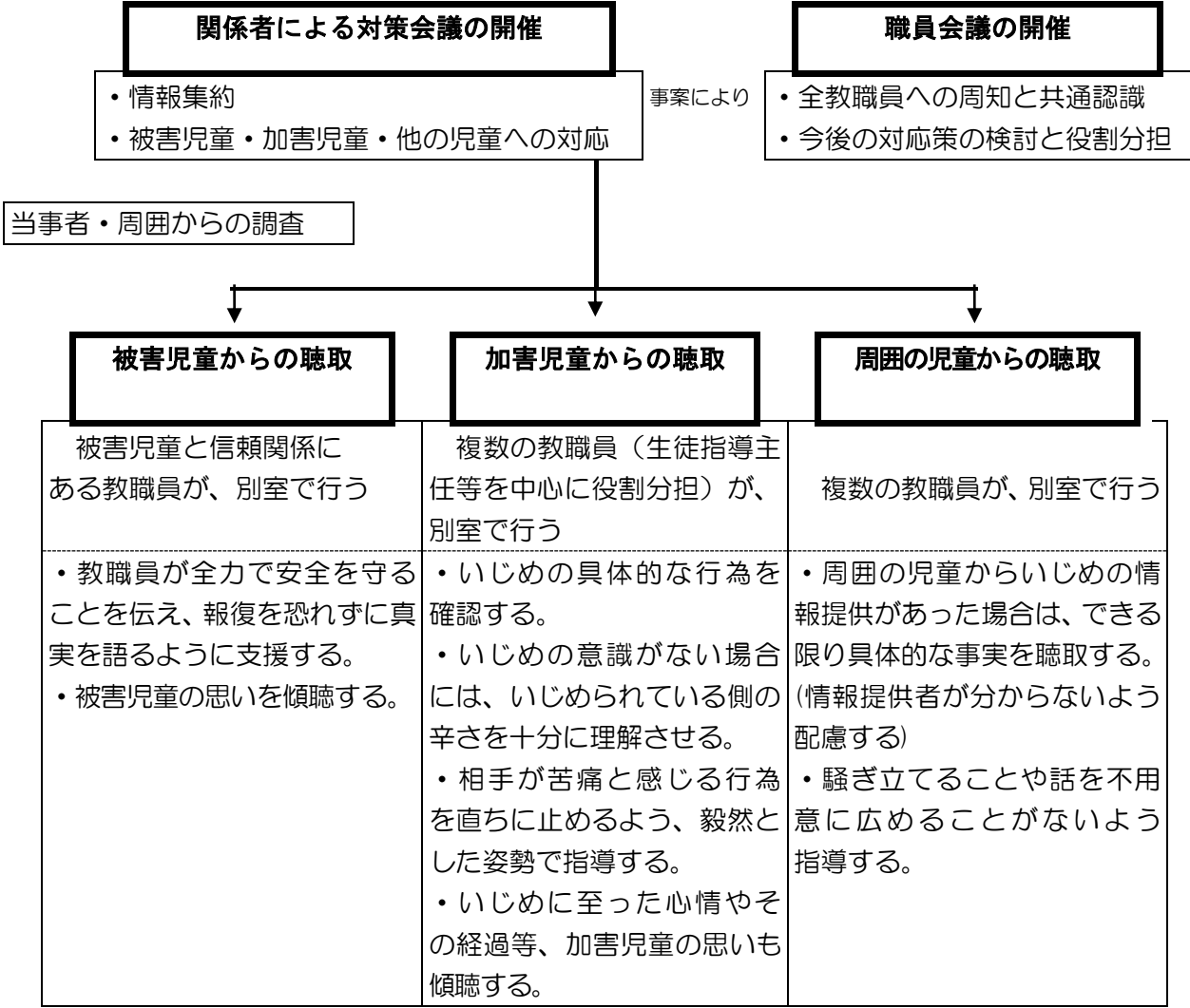
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

いじめ発覚

第一通報者（本人、保護者、友人）からの聴取

管理職（校長・教頭）・生徒指導主任への連絡

調査方針協議



対応方針協議

対策会議の開催

- ・被害児童・保護者への支援
- ・加害児童・保護者への指導
- ・他の児童への指導
- ・関係機関等への支援要請の検討

職員会議の開催

- ・支援・指導方法について全教職員への周知と共通理解
- ・今後の対応の検討と役割分担
- ・関係機関等への支援要請の決定

児童・保護者への対応

<p>【被害児童への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 共感的理解に基づく指導・支援 <ul style="list-style-type: none"> ・本人の不安の払拭に努め、教職員が支えることを約束する。 ・今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮し決定する。 ○ 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア 	<p>【被害児童の保護者への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電話による概要説明 <ul style="list-style-type: none"> ・児童が保護者に話す前に、事実のみを正確に伝える。 ・家庭訪問の了解を取る。 ○ 家庭訪問の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・担任と管理職等複数で実施する。 ・学校管理下で起こったことへの謝罪を第一とする。 ・詳細を説明し、誠意をもって対応する。 ・学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する。
<p>【加害児童への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 再発防止に向けた指導・支援 <ul style="list-style-type: none"> ・叱責・説諭等にとどまらず、自己の問題点に気付かせ、真に反省に至るよう粘り強く指導する。 ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童の気持ちも理解する。 ・今後、被害児童との関係をどうするのか、改善すべき言動等について、約束の形になるまで話し合う。 ○ 謝罪方法についての話し合い ○ 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア 	<p>【加害児童の保護者への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 概要説明（家庭訪問、保護者来校等） <ul style="list-style-type: none"> ・面談の目的・役割分担・対応の実際等、関係職員で事前に協議しておく。 ・担任と管理職・生徒指導主任等の複数で面談する。 ・温かい態度で接し、加害児童への非難は避ける。 ・加害児童が複数の場合は、公平に接する。 ○ 今後の対応策を相談 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該児童への支援の在り方について共に考える。 ・被害児童への対応（謝罪等）について相談する。

3 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法 第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 重大事態の意味について

いじめ防止対策推進法第28条（以下第28条）に基づき、本校では、「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあるととらえる。また、第1号の「生命、心身または財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教委の判断を参考にしながら、迅速に調査に着手する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、市教委を通じて市長及び県教育長へ、事態発生について報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体について

第28条で言う調査について、本校においても、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うようにする。

重大事態が発生した場合には、直ちに市教委に報告し、調査組織等、市教委の判断を仰ぐ。

調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、市教委が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童または保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと考えられる場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教委に調査を依頼する。

学校が調査主体となる場合であっても、第28条第3項に基づき、市教委に対し、必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を依頼する。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童または保護者が望む場合には、第28条第1項の調査に並行して、県教育長等による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る（例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を市教委または学校が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等）。

(4) 調査を行うための組織について

本校において、事案が重大事態であると判断したときは、重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）について、柳井市教委からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するようにする。

学校における調査において、柳井市教委が調査主体となる場合、柳井市教委に設置する「柳井市いじめ問題対策協議会」を、調査を行うための組織とする。

また、学校が調査主体となる場合、本校の「大畠小学校いじめ問題対策協議会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法を講じながら調査を行うようにする。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

第28条の調査を実りあるものにするためには、学校が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校は、いじめ問題対策協議会等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、柳井市教委の指導を積極的に仰ぎ、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たるようにする。

イ) いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うようにする。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、「児童生徒の自殺が起き

たときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

(6) その他の留意事項

① 重大事態の把握と対処

学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、事案の重大性を踏まえ、柳井市教委の積極的な支援を求めることとする。例えば、義務教育段階の児童に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童またはその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

また重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は柳井市教委の協力を得て、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

② いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校は柳井市教委の助言を受けて、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート調査の項目等については、いじめられた児童またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合、柳井市教委から、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受けるようにする。

③ 調査結果の報告

調査結果については、学校は柳井市教委を経て県教育長に報告する。

また、上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、柳井市教委を経て、調査結果の報告に添えて県教育長等に送付する。